

知っ得

情報ボックス



特設人権相談所を開設

まちの身近な相談パートナーである人権擁護委員が、全国一斉特設人権相談所を開設します。

人権擁護委員が、人権に関すること、家族や近所との関係、借地・借家、相続などの相談を受け付けます。秘密は固く守られます。

○日時

2月9日(水)

午前10時～午後3時

○場所

・長島町開発総合センター(鷹巣)

○相談にあたる人

法務局職員と町の人権擁護委員

◎問い合わせ先

鹿児島地方法務局川内支局

☎0996(22)2300

水俣病被害者の給付申請

水俣病被害者の給付申請を受け付けています。

○対象者

水俣湾などでメチル水銀で汚染された魚などをたくさん食べ、手足の先の方の感覚(触覚・痛感)が鈍いなど一定の症状があるかたで申請をされ、検診・判定の結果、該当するかた

○給付内容

一時金、療養手当、療養費(医療費の自己負担分)

○説明会

給付申請の説明会を開催します。給付の内容や手続きについてご不明な点がございましたら来場ください。

・期日

2月9日(水)

・会場

出水市高尾野農村環境改善センター

(午前10時～正午)

出水市音楽ホール

(午後2時～午後4時)

○申請書類

県庁、県地域振興局・支庁、長島町で配布しています。

詳しくは県ホームページをご覧ください。

○問い合わせ先

県庁環境林務課

☎099(286)2584

「かごしま子育て支援パスポート」協賛店の募集のご案内

県では、地域全体で子育てを支援する気運の醸成および子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、さまざまなお仕事を提供していただける協賛店を募集しています。

○申し込みなど

・所定の申込書により、町民福祉課の窓口へ申し込みください。
・協賛店には、県内共通の

協賛ステッカーが交付されます。

・協賛ステッカーは、店舗に提示してください。

○協賛店のメリット

・子育て家庭を応援する企業、店舗としてイメージアップにつながります。

・県が作成する、ホームページなどで、協賛店の名称、所在地、子育て支援内容などが広く紹介・PRされます。

○支援パスポート対象者

子育て家庭(妊娠中のかたおよび18歳未満の子どもがいる世帯)

○支援パスポート手続き方法

子育て支援パスポートは、事業を実施する市町村で交付されます。

○事業の仕組み

この事業は、企業、店舗、長島町、鹿児島県が協働して取り組むものです。

○問い合わせ先

県庁青少年男女共同参画課

少子化対策係

☎099(286)2800

町民福祉課児童福祉係

☎(86)1111

少額訴訟を利用されるかたへ

少額訴訟手続きは、少額の金銭の支払いをめぐるトラブルを速やかに解決する手続き

です。原則として1回の審理で修了し、審理が終了したあと直ちに判決の言渡しが行われることが特徴です。

ただし、審理を1回で終わるためには、口頭弁論の期日の前に自分の主張を整理し、これに対応する証拠をそろえるなど、事前準備を行うことが必要です。

裁判所の窓口にはリーフレットや定型の書式が備え付けられているほか、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)からも一定の定型書式をダウンロードすることができます。

市町村合併に伴う車検証(普通車)の住所変更手続き

市町村合併に伴う住所変更が反映されていない車検証は、新住所とみなされる措置が取られていますので、特に手続きをされなくても問題ありません。

合併後の新住所への変更を希望される場合には、自動車検査登録窓口において、備え付けの専用シートか依頼書に記入し、車検証を添えて申し出いただくと、新住所の車検証が交付されます(手続きは無料です)。

市町村合併後に継続車検を行う場合は、車検証に加えて